

【新旧対照表】 「個人情報保護指針」

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>第1条～第14条 略</p> <p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第15条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項以下の定めに従って、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（保護法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、保護法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等。第11項において同じ。）に報告しなければならない。ただし、協会員が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者へ通知したときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 第1項による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>(2) 保護法第147条第1項の規定により、第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 施行規則第8条第3項第2号に定める報告書を提出する方法</p> <p>5～11 略</p>	<p>第1条～第14条 同左</p> <p>(漏えい等の報告等)</p> <p>第15条 協会員は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして次の各号のいずれかに該当するものが生じたときは、次項以下の定めに従って、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会（保護法第150条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、保護法第170条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等。第11項において同じ。）に報告しなければならない。ただし、協会員が、他の個人情報取扱事業者から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者へ通知したときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 同左</p> <p>2、3 同左</p> <p>4 第1項による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織を使用する方法</p> <p>(2) 保護法第150条第1項の規定により、第1項の規定による権限の委任を受けた事業所管大臣に報告する場合 施行規則第8条第3項第2号に定める報告書を提出する方法</p> <p>5～11 同左</p>	
<p>第16条～第25条 略</p> <p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>第26条 略</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 「開示等の請求等」 保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止、又は第三者提供記録の開示に関する請求の請求をいう。</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>第16条～第25条 同左</p> <p>(開示等の請求等に応じる手続)</p> <p>第26条 同左</p> <p>(解説)</p> <p>(1) 「開示等の請求等」 保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止、又は第三者提供記録の開示の請求をいう。</p> <p>(2)～(9) 同左</p>	<p>通則G L 3 - 8 - 7 (※1)</p>
<p>第27条～第31条 略</p> <p>附則 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第27条～第31条 同左</p> <p>附則 (同左)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年7月20日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第15条1項、4項</u></p> <p><u>第26条(解説)</u></p> <p><u>を改正する。</u></p>	